



データベースの概要

世界アンチ・ドーピング機構（WADA）の「禁止表国際基準」に掲載されているドーピング禁止物質を含有する薬品に関するデータベースです。

ドーピング禁止物質を含有する薬品の判別にご利用いただくことが可能です。

本データベースは、医療用医薬品およびOTC医薬品の添付文書に記載されている全ての有効成分を網羅しており、「禁止表国際基準」の年1回の更新にも対応しています。

データベースの特徴

禁止表国際基準（Prohibited List International Standard）に対応

WADAの「禁止表国際基準」に掲載されている禁止物質に該当する薬品を医療用医薬品（個別医薬品コード）又はOTC医薬品（独自コード）で管理しています。

禁止表国際基準に掲載されているセクションや条件などの情報を取得することが可能です。

※データベースに登録されていない薬品は、禁止物質に該当するかどうか「不明」です。

使用の適否の判断は行っておりませんので、ご注意ください。

例

■ 医療用医薬品

WADAの禁止表国際基準（抜粋）

S6. STIMULANTS

All stimulants, including all optical isomers, e.g. d- and l- where relevant, are prohibited.

<中略>

b: Specified Stimulants.

Including, but not limited to:

<中略>

Methylephedrine***;

*** Ephedrine and methylephedrine: Prohibited when the concentration of either in urine is greater than 10 micrograms per milliliter.

『フスコデ配合シロップ（d l-メチルエフェドリン塩酸塩を含む）』のデータ（概略）

該当する成分名	d l-メチルエフェドリン塩酸塩
競技会区分	IN-COMPETITION（競技会において禁止）
セクション	S6. STIMULANTS（興奮剤）；b. Specified Stimulants（特定興奮剤）
禁止物質名	Methylephedrine （メチルエフェドリン）
条件	Ephedrine and methylephedrine: Prohibited when the concentration of either in urine is greater than 10 micrograms per milliliter.（エフェドリン及びメチルエフェドリンは、それぞれの尿中の濃度が1ミリリットルにつき10マイクログラムを超える場合には、禁止する。）

<参考>

世界アンチ・ドーピング機構（World Anti-Doping Agency: WADA）

各スポーツ団体、各国政府、公的機関などと連携してドーピング防止活動を行う国際的機関。

禁止表国際基準（Prohibited List International Standard）

WADAが策定する、ドーピングの禁止物質及び禁止方法を定めた一覧表。

毎年10月1日に翌年版の禁止表が公示され、翌年1月1日から12月31日まで適用される。

例

■ OTC医薬品

WADAの禁止表国際基準（抜粋）

S6. STIMULANTS

All stimulants, including all optical isomers, e.g. d- and l- where relevant, are prohibited.

<中略>

b: Specified Stimulants.

Including, but not limited to:

<中略>

Methylephedrine***;

*** Ephedrine and methylephedrine: Prohibited when the concentration of either in urine is greater than 10 micrograms per milliliter.

『エスタックイブ（d l-メチルエフェドリン塩酸塩を含む）』のデータ（概略）

該当する成分名	d l-メチルエフェドリン塩酸塩
競技会区分	IN-COMPETITION（競技会において禁止）
セクション	S6. STIMULANTS（興奮剤）； b. Specified Stimulants（特定興奮剤）
禁止物質名	Methylephedrine （メチルエフェドリン）
条件	Ephedrine and methylephedrine: Prohibited when the concentration of either in urine is greater than 10 micrograms per milliliter.（エフェドリン及びメチルエフェドリンは、それぞれの尿中の濃度が1ミリリットルにつき10マイクログラムを超える場合には、禁止する。）

代表例のみの掲載に対応

代表例のみが掲載されている禁止物質については、掲載されている物質名に限らず、対象となる薬品を全て関連付けています。

例

■ 医療用医薬品

『イルトラ配合錠LD』の有効成分であるトリクロルメチアジドは、禁止表国際基準に物質名が掲載されていませんが、「チアジド類」に該当する薬品として関連付けています。

WADAの禁止表国際基準（抜粋）

S5. DIURETICS AND MASKING AGENTS

The following diuretics and masking agents are prohibited, as are other substances with a similar chemical structure or similar biological effect(s).

Including, but not limited to:

<中略>

- Acetazolamide; amiloride; bumetanide; canrenone; chlortalidone; etacrynic acid; furosemide; indapamide; metolazone; spironolactone; **thiazides**, e.g. bendroflumethiazide, chlorothiazide and hydrochlorothiazide; triamterene and vaptans, e.g. tolvaptan.

『イルトラ配合錠LD（一般名：イルベサルタン・トリクロルメチアジド配合剤錠）』のデータ（概略）

該当する成分名	トリクロルメチアジド
競技会区分	AT ALL TIMES (IN- AND OUT-OF-COMPETITION)（常に禁止（競技会検査及び競技会外検査））
セクション	S5. DIURETICS AND MASKING AGENTS（利尿剤及び隠蔽剤）； Thiazides（チアジド類）
禁止物質名	-
条件	-

例

■ OTC医薬品

『新トニン咳止め液』の有効成分であるトリメトキノール塩酸塩水和物は、禁止表国際基準に物質名が掲載されていませんが、「ベータ-2作用剤」に該当する薬品として関連付けています。

WADAの禁止表国際基準（抜粋）

S3. BETA-2 AGONISTS

All selective and non-selective beta-2 agonists, including all optical isomers, are prohibited.

『新トニン咳止め液（トリメトキノール塩酸塩水和物を含む）』のデータ（概略）

該当する成分名	トリメトキノール塩酸塩水和物
競技会区分	AT ALL TIMES (IN- AND OUT-OF-COMPETITION)（常に禁止（競技会検査及び競技会外検査））
セクション	S3. BETA-2 AGONISTS（ベータ-2作用剤）
禁止物質名	-
条件	-

データベースの機能**ドーピング禁止物質を含有する薬品のチェックおよび検索**

ドーピング禁止物質を含有する薬品について、チェックや検索にご利用いただくことが可能です。

例

■ 医療用医薬品

商品名『ホクナリンテープ 2mg』がドーピング禁止物質を含む薬品に該当するかのチェック

チェック結果例

——— 禁止物質あり ———

競技会区分：常に禁止（競技会検査及び競技会外検査）
セクション：S3. ベータ-2作用剤
条 件：-

例

■ OTC医薬品

商品名『ソルマックEX2』がドーピング禁止物質を含む薬品に該当するかのチェック

チェック結果例

——— 禁止物質あり ———

競技会区分：常に禁止（競技会検査及び競技会外検査）
セクション：S3. ベータ-2作用剤
条 件：-

